

令和6年度 さっぽろ総合福祉推進助成

助成テーマ「ふれあい・いきいきサロン活動活性化・再開 支援」

「ふれあい・いきいきサロン」活動をしており5年以上が経過し、ふれあい・いきいきサロン助成が終了している団体の活動を支援します。助成対象となる活動等は以下の通りです。

○ふれあい・いきいきサロンでの外出レク活動（外出のための交通費や入場料等の支援）

○ふれあい・いきいきサロンの広報啓発活動（チラシやノボリの作成費用の支援 等）

○ふれあい・いきいきサロンで使用するレクリエーション備品（輪投げ、ゲーム購入費用の支援 等）

※ 会場使用料等の運営費は本助成の対象外となります。

令和6年4月～令和7年2月に上記活動を予定している、又は本助成をきっかけに活動してみようという団体がございましたら、本助成の申請をご検討ください。

助成対象条件

- 本会ふれあい・いきいきサロンに登録している団体。
- サロン登録から5年以上が経過し、ふれあい・いきいきサロン助成が終了している団体。
（最終助成が令和6年3月末の活動までの団体）
- 現在も活動を継続している団体。（活動休止しているが活動再開しようとしている場合は申請可）
- 令和5年度に本助成金の交付を受けていない団体。

※ 上記いずれも満たしていることが条件となります ※ 申請数が多数の場合は、活動年数の長い団体を優先いたします。

助成金額

総額 300万円

1団体3万円を上限とします。

- ※ 申請数等により助成金額を変動する場合があります。
- ※ 人件費や食糧費としての助成金は交付できません。

申請期日

令和5年12月～令和6年2月16日まで

※期日を過ぎての申請は受付できません。

～申請から精算までのスケジュール～

令和5年12月～	申請書類受付開始
令和6年2月16日	申請書類受付締め切り
令和6年3月	助成金審査及び交付決定
令和6年4月	助成金交付
令和6年4月 ～令和7年2月	該当事業の実施
令和7年3月	事業実績報告書提出締切
	※ 事業実施後1か月以内

申請手続きについて

所定の申請書類に必要事項を記載の上、郵送で提出をお願いいたします。

申請書類については、札幌市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.sapporo-shakyo.or.jp/>



◇ 本助成財源は、市民や企業等からの寄附金や冠基金（市民からの寄附）の運用益を財源としております。

基金名：社会福祉基金/矢館福祉基金/種田福祉基金/八重樫福祉基金/仁和福祉基金/根っ子の会福祉基金/愛情銀行



社会福祉法人
札幌市社会福祉協議会

【問い合わせ先】

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1
札幌市社会福祉総合センター3階 経営財務課
担当：加藤 TEL 011-614-3343 Fax 011-614-1004